

2023年5月8日

## 海外旅行あんしん保険 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」上の「五類感染症」に変更された場合の当社クレジットカード用海外旅行傷害保険<sup>※</sup>における取り扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

※正式名称（普通保険約款名）は「クレジットカード用海外旅行傷害保険特約付海外旅行傷害保険」です。

### 取り扱いの変更内容

旅行開始日に関わらず、海外旅行中に新型コロナウイルス感染症に感染し 2023年5月8日以降に治療を開始した場合、その治療開始が「旅行期間終了日から72時間以内」であるときに保険金のお支払い対象となります。

※現在は、治療開始が「旅行期間終了日から30日以内」である場合に保険金のお支払い対象となります。

### ◇取り扱い変更の背景◇

2023年1月27日付けの新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が公表されました。

「五類感染症」に変更された場合、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなり、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等も適用されないこととなります。

以上